# 宮城大学学生納付金の減免等に関する規程

平成２１年４月１日

規程第４７号

（趣旨）

第１条　この規程は，宮城大学学生納付金規程（平成２１年宮城大学規程第 46 号）第９条の規定に基づき，授業料及び入学金の減免並びに授業料の納付の猶予及び分割納付に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業料の免除）

第２条　学長は，学生（研究生，科目等履修生及び特別聴講生を除く。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は，当該各号に掲げる期に係る授業料の全額を免除する。ただし，第３号に掲げる場合においては，当該免除を行う期前に許可を受けたものに限る。

一　後期の始めに入学する場合　当該年度の前期

二　前期の終わりに卒業する場合　当該年度の後期

三　休学を許可された場合　休学を許可された期（休学が当該期の全期間にわたる場合に限る）

２　学長は，学生が学年の途中において退学をするときは，退学を許可された日の区分に応じて，当該各号に掲げる期に係る授業料の全額を免除する。ただし，宮城大学学則（規則第 2 号。以下「学則」という。）第３０条第２項又は宮城大学大学院学則（規則第 5 号。以下「大学院学則」という。）第２６条第２項の規定により懲戒として退学したときは，この限りでない。

一　前期の納付期日以前である場合　当該年度の前期及び後期

二　前期の納付期日後であり，かつ，後期の納付期日以前である場合　当該年度の後期

３　学長は，大学院学則第１７条第１項の規定により計画的な履修を認められた学生（長期履修学生）の授業料に関し，在学期間が標準修業年限を超えた後の長期履修期間については，当該期に係る授業料の全額を免除する。

４　本学と海外の大学との間の協定に基づき派遣される学生が，派遣先大学に授業料を納付するときは，本学が認めた期に係る授業料を免除する。

５　特別聴講生が本学と他の大学又は短期大学との間の協定に基づき本学の授業科目を履修する場合で，当該協定において授業料を相互に不徴収とする旨規定しているときは，当該特別聴講生に係る授業料を免除する。

６　本学と海外の大学との間の協定に基づく交換留学生が本学の授業科目を履修する場合で，当該協定において授業料を相互に不徴収とする旨規定しているときは，当該交換留学生に係る授業料を免除する。

第３条　学長は，次のいずれかに該当すると認められる場合は，当該学生に係る授業料の全部又は一部を免除することができる。

一　経済的理由により授業料の納付が困難で，かつ，学業成績が優良である場合

二　天災その他特別の事由があると学長が認める場合

２　前項の免除を受けようとする学生は，学長の定めるとおり申請しなければならない。
３　第１項の免除は，年度を２期に分けた区分によるものとし，当該期分ごとに許可する。
４　第１項の免除の額は，当該期に納付すべき授業料の全額又は半額とする。
５　第２項に規定する申請をした者については，免除の許可又は不許可とするまでの間，授業料の納付を猶予する。
６　前項の規定にかかわらず，入学した年度の前期において第１項第１号に該当するとして申請をした者については，当該期に納付すべき授業料の全額を納付しなければならない。この場合において，免除の許可を受けたときは，当該免除の額を返還する。

（入学金の免除）
第４条　学則第１３条又は大学院学則第１４条の規定により外国人留学生として入学する場合は，入学金を免除する。

（授業料の納付猶予及び分割納付）
第５条　学長は，納付期日までに授業料を納付することが困難であると認められる学生に係る授業料については，納付を猶予し，又は分割して納付することができる。
２　前項の規定により授業料の納付を猶予し，又は分割して納付する場合の納付期日は，学長が定める。ただし，前期にあっては当該年度の７月３１日，後期にあっては当該年度の１月３１日以前の日とする。この場合において，当該期日が日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日，又は土曜日であるときはその翌日とする。
３　第１項の規定により授業料を分割して納付する場合の分割の回数は，各期において４回を限度とする。
４　第１項に規定する猶予又は分割をしようとする学生は，学長の定めるとおり申請しなければならない。
５　前項の申請は，第３条第２項に規定するものと併せて申請することができる。併せて申請した場合，当該期の免除が不許可のときに限り，第１項の規定を適用する。

（事由の消滅の届出）
第６条　第２条及び第３条の規定により授業料の減免等を受けた学生は，当該事由が消滅したときは，速やかに学長に届け出なければならない。

（取消し等）
第７条　学長は，第２条及び第３条の規定により授業料の減免等を受けている学生が，次の各号のいずれかに該当する場合は，その減免をした額又は納付期日の変更若しくは分割納付の措置を取り消すことができる。
一　虚偽の事項を記載し，その他不正な行為によって減免等の承認を受けた場合
二　学則第３０条第１項又は大学院学則第２６条第１項の規定により懲戒の処分を受けた場合
三　授業料の減免等の事由に該当しなくなった場合
２　前項の規定による取消しを行った場合は，学長は，その理由を示して文書により当該取消しを受けた者にその旨を通知しなければならない。

３　第１項の取消しを受けた者は，速やかに，その取消しに係る授業料を納付しなければならない。

（委任）

第８条　この規程に定めるもののほか，授業料の減免等及び入学金の免除に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は，平成３１年３月１日から施行し，平成３１年度４月１日から適用する。

（経過措置）

２　第２条第３項について，この規程の施行前に協定に基づき派遣されている学生は，なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この規程は，令和元年７月１日から施行し，令和２年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この規程の適用前より本学に在籍する学生については，なお従前の例による。

附　則

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（R6.2.28　第208回理事会）

この規程は，令和６年４月１日から施行する。